

平成 20 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名：株式会社電通
(コード：4324 東証第 1 部)
代表者名：代表取締役社長 高嶋 達佳
問合せ先：広報室室長 小林 光二
(TEL：03-6216-8041)

自己株式の取得および自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項および当社定款の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の取得および自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式取得の目的

当社は、かねてより株主への利益還元を重要施策の一つと考え、自己株式の取得について検討を進めてまいりました。

今般、資本効率の改善、株主への利益還元等、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的として、平成 20 年 5 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項および当社定款の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。これに伴い、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に従い、発行者による上場株券等の公開買付けを行うものであります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種 類	総 数	取得価額の総額
普通株式	300,000 株 (上限)	60,000,000,000 円 (上限)

(注 1) 発行済株式の総数 2,781,840 株

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 10.78% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注 3) 取得する期間 平成 20 年 5 月 13 日から平成 20 年 12 月 31 日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 公開買付けの概要

(1) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 20 年 5 月 13 日 (火曜日) から平成 20 年 6 月 10 日 (火曜日) まで (21 営業日)

② 公開買付開始公告日 平成 20 年 5 月 13 日 (火曜日)

(2) 買付け等の価格 1株につき 金 239,000円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けの買付価格（以下「本買付価格」といいます。）決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な価格として、基準の明確性および客観性を重視し、可能な限り直近の株価を採用すべきであると考えました。この見地から直近の株価および市場取引の状況を検討した結果、当社普通株式の適正な価格を反映していないと判断すべき特殊性は認められないことから、当社普通株式の公開買付けを決議する取締役会開催日の前営業日（平成 20 年 5 月 9 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（239,000 円）を用いることが妥当であるとの結論に至り、当該価格を本買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本買付価格は、平成 20 年 5 月 9 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均 244,526 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 2.3%（小数点以下第二位を四捨五入）をディスカウントした額に、また、平成 20 年 5 月 9 日までの過去 3 ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均 237,283 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 0.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを付した額に相当します。

② 算定の経緯

平成 20 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、当社自己株式の取得および取得方法について慎重な審議を行った結果、株主間の平等性、取引の透明性、当社株式の流動性等を総合的に考慮して公開買付けの手法とすることが適切と判断し、「3. 公開買付けの概要」に記載の条件にて買付けることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	251,000 株	—	251,000 株

(注) 応募株券等の総数が買付予定数（251,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部または一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項および発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(5) 買付け等に要する資金 60,094 百万円

(注) 買付代金および買付手数料、その他公開買付けに関する公告等の見積額の合計です。

(6) 決済の方法および開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地

(公開買付代理人) 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

平成 20 年 6 月 17 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴

収税額（注）を差し引いた金額を送金等の方法によりお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ）個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額（買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減または免除を受けることを希望する株主は、平成20年6月10日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成20年6月16日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（7）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書または関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明および保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点および公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）または米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人または受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社の主要株主である株式会社時事通信社（平成20年3月31日現在の所有株式数302,186.8株、当社発行済株式総数に対する所有割合10.86%（小数点以下第三位を四捨五入））から、本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式の一部（104,700株、当社発行済株式総数の3.76%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当）を応募する旨の通知を受けております。

（ご参考）平成20年3月31日現在の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	2,745,820 株
自己株式数	36,020 株

以 上